

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

令和 6年分

税務署長	給与の支払者の 名称(氏名)			(フリガナ) あなたの氏名	世帯主の氏名及びあなたとの続柄()
	給与の支払者の 法人番号			あなたの住所	
	給与の支払者の 所在地(住所)			又は居所	

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項 目		新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る D 借入金等の計算(注1)
		A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る 住宅借入金等の年末残高 (内、連帯債務による借入金の額)	①	アのうちAに係るもの 円	カ 円	コ 円	アのうちDに係るもの 円
		()	()	()	()
住宅借入金等の年末残高 (①のうち単独債務の額＋ ①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」)	②	(%) 円	(%) 円	(100 %) 円	(%) 円
②と証明事項の取得対価の額又は 増改築等の費用の額の いずれか少ない方の金額	③	②とアの少ない方 円	②とカの少ない方 円	②と(コ＋ホ＋リ) の少ない方(注2) 円	②とりの少ない方 円
③ × 「居住用割合」	④	(%) 円	(%) 円	(100 %)(注3) 円	(%) 円
住宅借入金等の年末残高等 (④の欄の合計額)	⑤	(最高 5,000万円) 円	年間所得の見積額 (2,000万円を超える場合は 控除の適用がありません。)	円	
住宅借入金等特別控除額 (⑤ × 0.7 %)	⑥	(100円未満の端数切捨て) 円 (最高 350,000円) 336,000	重複適用を受ける場合の (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (記入に当たっては、国税庁HPに掲載の説明書をお読みください。)	(100円未満の端数切捨て) 円 (最高 円)	

(備考)

(注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、C欄で計算します。
(注2) Cの区分に該当する住宅借入金等の年末残高とA、B又はDの区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
(注3) C欄の④の居住用割合については、「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」や「D欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、国税庁HPに掲載の説明書をお読みいただいて記入してください。

この申告書及び証明書は、令和6年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時に給与の支払者に提出してください。
なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

令和 6年分

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

100-0013 東京都千代田区霞が関 3丁目1-1 国税 太郎 様 (証明事項) (令和 5年中居住者・認定住宅等用)				左記の方の住宅借入金等特別控除 に関する事項について次のとおり 証明します。 令和 7年 6月 20日 麹町 税務署長 税務 花子			
イ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項			
	ロ 取得対価の額	ハ 居住用割合	ニ 連帯債務割合	ホ 取得対価等の額	ヘ 居住用割合	ト 連帯債務割合	
	円	%	%	円	%	%	
令和 5年 8月 4日	30,000,000	100	100	20,000,000	100	100	
チ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			ア 住宅の区分等			
	リ 増改築等の費用の額	ヌ 居住用割合	ル 連帯債務割合	認定住宅・新築			
	円	%	%				
令和 年 月 日							
住宅借入金等の年末残高に関する事項				タ 備考			
ワ 住宅のみ	カ 土地等のみ	コ 住宅及び土地等	調書提出者：国税銀行京橋支店				
円	円	円	ほか 2件・借換有・				
		48,000,000	借換後当初金額 48,500,000円				
(参考)適用初年分の控除額		350,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。				

